

令和5年度 第1回定期・随時募集

行田市市営住宅 入居者募集案内

この案内書をよくお読みいただいたうえで、お申込みください。

お申込みについてのお問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所（行田市営住宅担当）

〒360-0826 埼玉県熊谷市赤城町一丁目147番地2

[TEL:048-577-6043](tel:048-577-6043)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分

目 次

1. 募集住戸一覧	・・・・・・・・・・ P 1
2. 申込みから入居までのスケジュール	・・・・・・・・・・ P 2～P 6
3. 入居申込み上の注意等	・・・・・・・・・・ P 7～P 9
4. 市営住宅申込みに必要な書類	・・・・・・・・・・ P 10～P 12
5. 収入月額の計算方法	・・・・・・・・・・ P 13～P 14
6. 資料 1～資料 12	・・・・・・・・・・ P 15～P 28
7. 行田市市営住宅一覧	・・・・・・・・・・ P 29
8. 市営住宅の部屋についてご紹介	・・・・・・・・・・ P 30

令和５年度 第Ⅰ回定期・随時募集住戸一覧

■定期募集（困窮度判定）

受付期間：令和５年６月１日（木）から令和５年６月３０日（金）消印有効

番号	住宅名		募集戸数	間取	家賃の目安 (月額)	風呂釜 浴槽	階数
1	単身可	竹の花	1	2UDK	10,400～22,400	有	4階
2		小橋３号棟	1	3DK	14,000～33,300	有	3階
3		小橋４号棟	1	2UDK	11,100～29,700	有	3階
4		小橋５号棟	1	3DK	14,000～33,300	有	2階
5		佐間１号棟	1	3DK	14,000～33,200	有	5階
6		荒木１号棟	1	3DK	15,800～33,900	有	1階
7		斎条３号棟	1	3DK	22,900～47,200	有	3階
8	単身不可	勝呂	1	3DK	21,700～44,300	有	1階

※U…２畳半程の納戸です。

■随時募集（電話申込み先着順）

受付期間：令和５年６月１日（木）から令和５年７月３１日（月）

番号	住宅名		募集戸数	間取	家賃の目安 (月額)	風呂釜 浴槽	階数
9	単身可	小橋１号棟	1	2UDK	11,100～29,700	有	4階
10		荒木１号棟	2	3DK	15,800～33,900	有	3階
11		斎条３号棟	1	3DK	22,900～47,200	有	4階

(注) 各住宅とも中層(3～5階建)耐火住宅ですが、エレベーターはありません。

入居申し込みのスケジュール（申込みから入居まで）

定期募集

申込み資格の確認

「入居者募集案内」7～8 ページ記載の「申込み資格」で確認してください。
※随時募集と募集住戸が異なります。お間違いないように注意してください。

申込みの方法

申込書とともに、全員の方が提出する書類(10 ページ)および該当者提出書類(11～12 ページ)の該当する書類を郵送してください。

【申込み期間】 令和5年6月1日(木)～令和5年6月30日(金)
消印有効

【不足書類締切】 令和5年7月10日(月)必着

【郵 送 先】 〒360-0826 熊谷市赤城町 1-147-2
埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 市営住宅担当

書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。

【不足書類提出最終締切】 令和5年7月10日(月) 必着
※不足書類を期限後に提出した方は失格となりますのでご注意ください。

受取票の発送

書類が全て揃った方には、受取票を送付します。

なお、お申込み後に辞退、失格された方を含め提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。この照会に該当された世帯は失格となります。

入居資格審査

申込まれた方が複数の募集住宅は、申込まれた世帯の状況を資格審査書類により住宅困窮度判定いたします。住宅困窮度判定により登録順位（入居予定者、補欠、落選）を決定し、判定の結果は郵送いたします。
同順位の場合には抽選により決定いたします。対象者の方には通知し公開抽選会を開催いたします。

【登録順位等のお知らせ】令和5年7月14日(金)送付予定



入居手続きに必要な書類

入居予定者に「入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納付書」等入居手続きに必要な書類を送付します。

【発送予定日】令和5年8月1日(火)



入居手続き書類の提出

入居予定者は、「市営住宅入居請書」「敷金(家賃の3ヶ月分)納付書兼領収書の写し」緊急時等連絡先になられる方(1名)の「本人確認書類の写し」を提出してください。

【提出期限】令和5年8月16日(水)必着



入居説明会及び鍵渡し

入居に際しての手続きや注意事項について説明会を行います。

【日時】令和5年9月1日(金)10:00～

【場所】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所



入居

【入居指定日】令和5年9月1日(金)

入居指定日から15日以内に入居してください。

家賃は入居指定日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。

異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社までご連絡ください。



入居完了

入居後 1 4 日以内に行田市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。

手続き完了後、住民票を添えて入居完了届、室内確認書の提出をお願いします。

☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。

〈補欠の方について〉

「補欠」の方は当選者が辞退または入居資格がなかった場合に繰上当選となります。繰上当選が決定した場合のみご連絡いたします。

8 月 25 日(金)までに連絡がない場合は「落選」となります。

繰上当選通知が届いた方は、後日入居に必要な書類を送付いたします。

繰り上げ当選の方の入居説明会及び鍵渡し

【日時】 令和 5 年 10 月 2 日(月)10 : 00～

【場所】 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

随時募集（電話申込み先着順）

申込み資格の確認

「入居者募集案内」7～8 ページ記載の「申込み資格」を確認してください。
※定期募集と募集住戸が異なります。お間違いないよう注意してください。

申込みの方法

まず、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ電話でお申込みください。
電話申込み後、申込書とともに全員の方が提出する書類(10 ページ)および
該当者提出書類(11～12 ページ)の該当する書類を郵送してください。
先に申込み者の登録があった場合は、次点登録となります。先に申込まれた
方が入居資格審査により失格、あるいは辞退された場合に、申込みにつ
いてご案内させていただきます。

【電話申込み期間】令和5年6月1日(木)～令和5年7月31日(月)

【お問い合わせ】048-577-6043

【郵 送 先】 〒360-0826 熊谷市赤城町 1-147-2
埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 市営住宅担当

書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。
不足書類の提出は、その都度期限を設定いたします。
※不足書類を期限後に提出した方は失格となりますのでご注意ください。

入居資格審査

入居資格審査の結果を随時送付します。
なお、提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防
止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警
察本部に照会します。この照会に該当された世帯は失格となります。



入居手続きに必要な書類

入居予定者に「入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納付書」等入居手続きに必要な書類を送付します。



入居手続き書類の提出

入居予定者は、「市営住宅入居請書」「敷金(家賃の3ヶ月分)納付書兼領収書の写し」緊急時等連絡先になられる方(1名)の「本人確認書類の写し」を提出してください。



入居説明会及び鍵渡し

入居に際しての手続きや注意事項について説明会を行います。

6月申込者【日時】令和5年9月1日(金)10:00～

【場所】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

7月申込者【日時】令和5年10月2日(月)10:00～

【場所】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所



入居

6月申込者【入居指定日】令和5年9月1日(金)

7月申込者【入居指定日】令和5年10月2日(月)

入居指定日から15日以内に入居してください。

家賃は入居指定日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。

異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社までご連絡ください。



入居完了

入居後14日以内に行田市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。

手続き完了後、住民票を添えて入居完了届、室内確認書の提出をお願いします。

☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。

入居申込み上の注意等

1 申込み資格

市営住宅に申込みできる方は、次の①から⑥までのすべての要件を備えていることが必要です。ただし、単身の方でも単身入居要件(P8 別記 1)に該当する方は、申込みできます。

※単身とは申込者本人に現に戸籍上の配偶者がいないこと、及び同居できる親族がいないことです。

- ① 同居する親族(原則として同一世帯に属する1親等の親族とする)がいること。

【注意事項】

ア) 婚約中で申し込む場合は、入居指定日の前日までに婚姻したことを確認できることが条件となります。

イ) 内縁関係で申し込む場合は、双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上同居していることを確認できることが条件となります。

ウ) 事実上婚姻関係が解消した世帯で申し込む場合は、家庭裁判所に離婚の調停を申立てていること又は配偶者と1年以上別居していることを住民票等で確認できること等が条件となります。

エ) 病気・高齢・障がい等で介護・看護・世話等を要する場合等の特別な事情がある場合は、2世帯又は3親等の親族まで入居できます。

なお、夫婦のどちらか一方が子供と申し込む場合(DV被害者の方を除く)や、社会通念上著しく不自然な世帯分離は申込みできません。

- ② 入居しようとする世帯の収入月額が、次の基準内にあること。

入 居 者 区 分	収 入 月 額
本 来 入 居 者 (一般階層)	158,000円以下
高齢者世帯等(P8 別記2) (裁量階層)	214,000円以下

※ 収入月額とは、入居しようとする世帯全員の1年間の所得から、一定要件の控除額を差し引いた金額を12で除したものです。

- ③ 行田市内に住所又は勤務場所があること。
④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
⑤ 市税(国民健康保険税、軽自動車税を含む)を完納していること。
⑥ 申込者又は同居者が暴力団員でないこと。

単身入居要件及び高齢者世帯等の収入基準緩和要件

(別記1) 単身入居要件

次のいずれかに該当する方は、単身であっても市営住宅入居の申込みをすることができます。

ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める方を除くものとします。

- ① 60 歳以上 (申込日での年齢)
- ② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている
 - ・1 級～4 級の身体障がい者手帳
 - ・1 級～3 級の精神障がい者保健福祉手帳等
 - ・**㊤**、A、B又はCの療育手帳等
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている(障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症)
- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者
- ⑤ 生活保護受給者又は中国残留邦人等に対する支援給付受給者
- ⑥ 海外引揚者(本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない)
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等
- ⑧ DV被害者(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で保護が終了した日または、裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない)

(別記2) 高齢者世帯等の収入基準緩和要件 (裁量階層)

入居に当たって、同居しようとする親族に、次のいずれかに該当する方がいる場合の収入月額基準は「158,000 円以下」から「214,000 円以下」まで緩和されます。

- ① 入居者が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満である場合 (60 歳以上の単身入居者も該当します。)
- ② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている
 - ・1 級～4 級の身体障がい者手帳
 - ・1 級又は 2 級の精神障がい者保健福祉手帳等
 - ・**㊤**、A又はBの療育手帳等
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている(障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症)
- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者
- ⑤ 海外引揚者(本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない)
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等
- ⑦ 同居者に義務教育が終了するまでの方がいる場合
- ⑧ 同居者に18歳未満の方が3人以上いる場合

(注) 各年齢は、申込日での年齢とします。

2 家 賃

市営住宅の家賃は、入居者の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件を加味して決定します。

入居後は、毎年「収入申告」をしていただき、その申告に基づき毎年度の家賃を決定します。
なお、収入が著しく低額である方など、一定の条件を満たす場合には、家賃の減額又は徴収の猶予をする制度がありますので、熊谷支所へご相談ください。

3 敷 金

入居手続きの際に、家賃の3ヵ月分の「敷金」を納入していただきます。

なお、「敷金」は退去されるときにお返しいたします。

4 共益費

家賃の他に、共用灯や浄化槽の維持管理費等の共同施設の運営費用が「共益費」として入居者の負担となります。

なお、各住宅の共益費の負担額は設備内容により異なります。団地自治会等で運営・集金等を行っておりますので、住宅管理人又は団地自治会の役員の方から説明を受けてください。

5 緊急時等連絡先

入居の際には、原則として、緊急時等に連絡を取ることができる緊急時等連絡先が必要となります。

また、入居手続きの際に緊急時等連絡先になられる方には「市営住宅入居請書」に記名していただき、併せて「公的身分証明書の写し」を提出していただきます。

6 入居後について

家賃は、毎月末日までに納入通知書での現金払い又は口座振替により納入していただきます。

住宅内での動物の飼育は禁止です。一時的に預かることもできません。

動物を飼育していることを発見した場合又は騒音の発生等、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたときは、条例の規定により明渡し請求となります。

上下左右の住戸からの生活音はある程度聞こえることがありますので、ご了承ください。

共同住宅ですので、「お互いさま」と思いやりの心を持った生活を心がけてください。

駐車場は有りませんので、民営の駐車場を借りてください。

市営住宅申込みに必要な書類

1 [申込者全員に提出していただく書類]

No	書類の種類	ページ 発行	書類の内容
1	市営住宅 入居申込書	P15 ～ P16 (資料 1)	・ 市営住宅入居申込書
2	同 意 書	P17 (資料 2)	住所・氏名等の記名が必要です。
3	世帯全員の住民票	市民課	・ 入居しようとする方の全員が記載されているもので続柄の記載のあるもの
4	令和 5 年度 (令和 4 年分) 所得課税証明書	税務課	収入のある方の全員分が必要です。
	令和 5 年度 (令和 4 年分) 非課税証明書	税務課	収入のない方の全員分が必要です。 (中学生以下は不要)
5	滞納のない証明書	税務課	入居しようとする方の全員分が必要です。 (中学生以下は不要)
6	現在住んでいる 住宅の証明書	P18 (資料 3)	民営のアパート、貸家等に住んでいる方 ・ 賃貸契約書の写し (社宅等で賃貸契約書が無い場合は、入居証明書)
		税務課	親族等の家に住んでいる方 ・ 家屋の固定資産評価証明書 (所有権記載のもの) (共有名義の場合は、共有者全てが分かるもの)

(注) 住民票、所得課税証明書等各種証明書は、発行後 3 か月以内のものを添付してください。
記入するものを除き、写しと記載のない書類はすべて原本が必要です。
マイナンバーカードをお持ちの方は、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアで取得できる場合があります。

2 【該当する方のみ提出していただく書類】

No	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
1	申込みする前年の 1月2日以降に現在の 職場に就職した方	P19 (資料4)	・給与支払証明書 (勤務先の代表者等が証明したもの)
2	申込みする前年の 1月2日以降に自営業 を開業した方	P20 (資料5)	・収支明細書
			・税務署長に提出した開業届けの控えの写し
3	申込みする前年の 1月2日以降に退職 し、現在無職の方	P21 (資料6)	・退職証明書 (退職した勤務先の代表者等が証明したもの)
4	市外在住で行田市内 に勤務先がある方	P22 (資料7)	・在職証明書 (勤務先の代表者等が証明したもの)
5	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)		・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のもの）
6	単身で申し込む方		・戸籍謄本（配偶者の有無が確認できるもの）
		P23～P24 (資料8)	・自活状況申立書
7	生活保護受給者		・生活保護受給証明書（福祉事務所発行のもの）
8	障がい者等の認定を 受けている方		次のいずれかの書類 ・身体障がい者手帳の写し ・精神障がい者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し ・戦傷病者手帳の写し ・被爆者健康手帳の写し ・ハンセン病療養所等入所証明書等、特定の認定を 受けている場合の証明書
9	婚約中の方 (入居指定日から 同居することが条件)	P25 (資料9)	・婚約申立書
			・住民票（それぞれの方のもの）
			・戸籍謄本等（入居指定日の前日までに婚姻した ことが確認できるものを入居指定日までに提出）
10	内縁関係に該当する 方	P26 (資料10)	・内縁関係申立書
			・戸籍謄本（それぞれの方のもの）
			・住民票（1年以上同居していることが確認できる 世帯全員の続柄が記載されているもの）

(次のページへ続く)

	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
11	DV 被害者世帯		次のいずれかの書類 ・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明） ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・裁判所が決定した保護決定書の写し
12	事実上婚姻関係が 解消した世帯		・戸籍謄本
		P27 (資料 1 1)	次のいずれかの書類 ・家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 ・児童扶養手当証明書 ・1年以上の別居が確認できる双方の世帯全員の 住民票（続柄記載）及び申出書 （同居しない配偶者の住民票が入手不能の場合は、 1年以上前に住所異動したことを証する書類 （戸籍附票））
13	2 世帯又は 3 親等ま での親族と同居する 場合		・それぞれの方の戸籍謄本（本人と同居者の親族 関係が分かるもの）
			・住民票（同居しようとする方のもので続柄記載の あるもの）
		P28 (資料 1 2)	・同居に関する理由書
			次のいずれかの書類 ・診断書 ・各種障がい者手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し ・その他介護、看護等が必要なことを証明するもの
14	日本国籍のない方		・住民票（世帯全員で続柄記載のあるもの）
			・在留カード又は特別永住者証明書（カード）表裏 の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けてい ない方は外国人登録証明書（カード）表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員 分が必要
15	自宅をお持ちの方		・自宅に居住継続が不可能なことを証明するもの （家屋等売買契約書の写し、土地収用等証明書の 写し、競売開始通知書の写し等）

収入月額の計算方法

○年間収入金額から計算する場合

自営業の方・年の途中で就職又は退職された方等は、【A】から計算してください。
課税年金所得者は、【B】から計算してください。
非課税年金受給者の方は年間所得金額はありません。

 は、収入がある方が2人以上の場合に使用してください。

年間収入金額

①'	円
----	---

②'	円
----	---

③'	円
----	---

○年間所得金額から計算する場合

給与所得者等は【C】から計算して下さい。
源泉徴収票は所得控除後の欄の額です。

【A】年間収入金額から年間所得金額を算出

ア) 端数処理

推定年間収入額を下記の表に従って端数処理をします。

年間収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999 円以下	端数整理しない
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,620,000 円
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円以上 6,599,999 円以下の場合、次の計算を行い端数整理する。 ※推定年数を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967 \rightarrow 532 \times 4,000 = 2,128,000$	
6,600,000 円以上	端数整理しない

端数整理の結果

①"	円
----	---

②"	円
----	---

③"	円
----	---

イ) 年間所得金額の計算

端数整理した金額を下記の表により年間所得金額を計算します。

端数整理後の年間収入金額	端数整理の方法・結果
550,999 円以下	0
551,000 円以上 127,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 - 550,000
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.6 + 100,000$
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.7 - 80,000$
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.8 + 440,000$
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$
1,624,000 円以上 6,599,999 円以下の場合、次の計算を行い端数整理する。 ※推定年数を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967 \rightarrow 532 \times 4,000 = 2,128,000$	
6,600,000 円以上	端数整理しない

年間所得金額(一般)

①	円
---	---

②	円
---	---

③	円
---	---

【B】年金収入から年間所得金額を算出

公的年金の源泉徴収票の支払い金額又は年金の支払い通知書合計額を下記の表により計算します。

(国民年金・厚生年金・共済年金等の課税年金受給者の方)

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額(円)
65 歳以上	1,100,000 円以下	0
	1,100,001 円以上 3,299,999 円以下	年金額 - 1,100,000
	3,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 $\times 0.75 - 275,000$
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 $\times 0.85 - 685,000$
65 歳未満	600,000 円以下	0
	600,001 円以上 1,299,999 円以下	年金額 - 600,000
	1,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 $\times 0.75 - 275,000$
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 $\times 0.85 - 685,000$

年間所得金額(年金)

①	円
---	---

②	円
---	---

③	円
---	---

※遺族年金・障がい者年金・老齢福祉年金等の非課税年金受給者の方は、年間所得金額は 0 となります。

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が〔給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万)〕 - 10 万円 = 給与所得控除後の金額から控除する額

【C】世帯の総年間所得金額の計算

全員の年間所得を合計します。

年間所得金額	年間所得金額	年間所得金額	世帯の総年間所得金額
① 円	② 円	③ 円	【C】 円
+ + =			

次のページ E へ

【D】控除金額の計算

該当するものを選択し、控除額を計算します。

控 除 名		控 除 の 対 象 者	控 除 金 額	
一般控除 (同居・扶養親族)		入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。(遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。)	380,000 円× ＝	人 円
給与所得等控除		申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円× ＝ (所得金額が 10 万円未満である場合には、当該所得税)	人 円
特 別 控 除	老人扶養親族	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方がいる場合 (扶養親族には同一生計配偶者も含む)	100,000 円× ＝	人 円
	特定扶養親族	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円× ＝	人 円
	障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障がいと判定された方 イ) 2、3 級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ) 3 級～6 級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 オ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度でア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000 円× ＝ (同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象)	人 円
	特別障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 心神喪失の状況にある方 (イ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級の方 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された方 (エ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で 1 級・2 級の方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの方 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度でア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円× ＝ (同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額が大きいものが対象)	人 円
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、次の要件にいずれかに当てはまる方 (1) 生計を一にする子供がいること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円× ＝ (所得額 35 万円未満の場合は当該所得額)	人 円
	寡婦	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 イ 夫と死別してから婚姻していない方 ウ 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円× ＝ (所得額 27 万円未満の場合は当該所得額)	人 円
控除額合計 (総控除額)			【D】	円

【E】収入月額計算

世帯の総年間所得金額から総控除額を差引き 12 で割ります。

前ページ【C】から

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯の総年間所得金額} \\ \text{【C】} \end{array} \text{円} - \begin{array}{c} \text{総控除額} \\ \text{【D】} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{収入月額} \\ \text{円} \end{array}$$

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

行田市長

行田市市営住宅条例第 9 条(第 40 条)の規定により、次のとおり市営住宅入居の申込みをします。

なお、申込書を提出するに当たり、申込資格があることを誓約し、申込書の記載内容及び申込資格の有無について、行田市が必要に応じて関係機関に情報を求めることに同意します。

				年 月 日	
フリガナ					
申込者					
住所		(郵便番号 ー)			
電話番号					
	名称				
	所在地	(郵便番号 ー)			
	電話番号				
入居家族（入居家族とは、現に同居し、又は同居しようとする親族）					
続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	年齢	職業 (勤務先又は 学校名)	摘要 (障害等)
本人					
☐ 入居予定者の世帯区分（条例第 10 条関係） 1. 一人親 2. 高齢 3. 障害 4. 子育て 5. 多子 6. その他 ()					
☐ 公募によらない入居申込み（条例第 6 条関係） [第 号] 該当					

注 1 太枠の中のみ記入してください。

2 摘要欄には、障害等の区分及び等級（身体（1 級～4 級）、精神（1 級～3 級）、知的（A～C）、その他（名称・等級等））を記載してください。

同 意 書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名をお願いいたします。

記

1. 個人情報の利用目的

- ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和 年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

住所 _____

氏名 _____

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

T E L 048-829-2863

F A X 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp

入 居 証 明 書

年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

住 所 _____

氏 名 _____

現在、上記の者は、 年 月 日より下記住宅に入居していることを証明します。

記

住 宅 所 在 地	
住 宅 名 称	
家 賃 (月額)	
住 宅 所 有 者	

所 在 地 _____

証 明 者 名 称 _____

代表者名 _____

(資料 4)

氏名		採 用 年月日	年 月 日	職種		扶養家族	人
----	--	------------	-------------	----	--	------	---

年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月の総支払額
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合 計					

令和 年 月 日 給与支払者 所在地 _____
電 話 _____
名称及び代表者氏名 _____

印

●記載上の注意……給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- ウ 記載される金額は、税込額により記入してください。（手取り金額ではありません。）
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。
- 該当される方は
ご利用ください。

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

※前年 1 月 2 日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。

(資料 5)

収 支 明 細 書

年 月 日

1 所得者住所 電 話

氏 名

2 業 種 名

事業所所在地 電 話

事業所名称

3 事業開始年月日 年 月 日

4 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 月別収支内訳

摘 要		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合 計
収 入 の 部														
支 出 の 部														
差 引														

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

(資料6)

退 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付で退職したことを証明します。

年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

住所 _____

証明者 名称 _____

代表者名 _____ ⑩

(資料7)

在 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日より当社（所）に在職していることを
証明します。

年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

住所 _____

証明者 名称 _____

代表者名 _____ (印)

自活状況申立書 (単身入居の入居者資格認定のための申立書)

氏 名	生年月日	年	月	日生（	歳）
現住所					

《 該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。 》

- 1 あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

①必要とする ②必要としない

※下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、最後の5の親族に関する事項のみお答えください。

- 2 現在のあなたのお住まい等の状況についておたずねします。

(1)あなたの現在のお住まい等は

①住宅 ②施設・病院等 ③その他（具体的に

(2) 住宅にお住まいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

① 1 階 ② 2 階（エレベーター有・無） ③ 3 階以上（エレベーター有・無）

・同居している方は

①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っている方におたずねします。

・施設・病院等の名称は（ ）

・施設・病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設 ③病院・診療所
④その他（ ）

・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

- 3 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1)介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容（要支援、〔要介護1、2、3、4、5〕）

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種別 ()

②使用していない

- 4 あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。

裏面表中の該当する欄に丸印を記入してください。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

項 目		①現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか。			② ①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、現在、介護（介助・援助）をどこから受けていますか。			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
		必要なし	一部必要	全部必要	介護保険による 居宅介護サービス	介護保険以外による 介助・援助		介護保険による 居宅介護サービス	介護保険以外による 介助・援助	
						公的機関 （市、保健所、支援センターなど）	民間 （ボランティア団体、NPO、親族など）		公的機関 （市町村、保健所、支援センターなど）	民間 （ボランティア団体、NPO、親族など）
基本的な動作	居宅における移動									
	食 事									
	お 風 呂									
	ト イ レ									
	着 替 え									
	炊事・洗濯・掃除等ふだんの家事									
その他	相 談									
	見 守 り									

○現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

○現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

○入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

5 生活の相談ができる親族（2名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	続 柄

以上の申立てのとおり相違ありません。また、熊谷市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、熊谷市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

氏 名 _____

(資料9)

婚 約 申 立 書

私たちは、 年 月 日に婚約していることを
申し立てます。

年 月 日

申 立 者

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

(注) ① 入居指定日の前日までに入籍したことが確認できることが条件
になります。

② 未成年の方は親権者の同意書が必要です。

(資料 10)

内縁関係申立書

私たちは、 年 月 日頃から内縁関係にあることを
申し立てます。

年 月 日

申 立 者

住所

氏名

住所

氏名

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

※ 各自の戸籍謄本を添付してください。

申 出 書

年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

私は、

のため、 と戸籍上離婚していませんが、

事実上婚姻関係が解消しており、今後も同居することはありません。

申出者 住所

氏名

同居に関する理由書

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

年 月 日

申請者(入居名義人)

住所

住宅

氏名

連絡先

私は、市営住宅の同居の申し込みに当たり、介護・看護・世話等の状況その他同居を要する理由について、下記のとおり申し出ます。

記

介護・看護等をする者	氏 名				続 柄	
介護・介護等を受ける者	氏 名				続 柄	
	年 齢	歳	生年月日	年 月 日		
介護・看護等を必要とする理由	病 名					
	障 害	手帳 級				
	介護認定	☐ 要支援 () ☐ 要介護 ()				
介護・看護等の状況	食 事	☐ 一人でできる		☐ 一部介助	☐ 全介助	
	入 浴	☐ 一人でできる		☐ 一部介助	☐ 全介助	
	排 泄	☐ 一人でできる		☐ 一部介助	☐ 全介助	
	炊事・洗濯等	☐ 一人でできる		☐ 一部介助	☐ 全介助	
	買い物等	☐ 一人でできる		☐ 一部介助	☐ 全介助	
	その他特別な医療・介護等	☐ 無し ☐ 有り ()				
介護・看護等の具体的な内容						
その他同居を要する理由						

注) 続柄は、名義人を「本人」とし、名義人からみた関係(祖父母、甥姪等)を記入してください。

☐印は、該当する項目にチェックをしてください。

※添付書類：戸籍謄本、住民票、その他介護・看護等が必要なことを証明するもの
(診断書、各種障害者手帳、介護保険被保険者証の写し等)

行田市市営住宅 一覧

名 称	住 所	棟	戸数	建設 年度	構造	間取り	家賃 (目安)	ガス	備考
竹の花	桜町 1-4-8		20	S46	5 階建	2UDK (41.77 m ²)	10,400～ 22,400	都市ガス	単身可
小 橋	谷郷 3-5	1	30	S47	5 階建	2UDK (43.97 m ²)	11,100～ 33,300	都市ガス	単身可
		2	30	S48		2UDK (47.55 m ²)			単身可
		3	30	S49		3DK (53.05 m ²)			単身可
		4	30	S49		2UDK (47.55 m ²)			単身可
		5	30	S 50		3DK (53.05 m ²)			単身可
		6	20	S 51		3DK (55.40 m ²)			単身可
佐 間	佐間 1-5-3	1	20	S 53	5 階建	3DK (55.50 m ²)	14,000～ 33,200	都市ガス	単身可
		2	12	S 54	3 階建	3DK (47.37 m ²)			単身可
荒 木	荒木 1077	1	30	S 55	5 階建	3DK (56.81 m ²)	15,800～ 33,900	プロパン ガス	単身可
		2	24	S 56	4 階建				単身可
中 斉	長野 3-12-35	1	32	S 58	4 階建	3DK (65.49 m ²)	20,300～ 43,100	プロパン ガス	単身可
	長野 3-9-5	2	12	S 59	3 階建	3DK (65.56 m ²)			単身可
旭 町	旭町 10-15		12	S 60	3 階建	3DK (51.18 m ²)	16,500～ 32,900	都市ガス	単身可
勝 呂	若小玉 2666-1		12	S 63	5 階建	3DK (65.49 m ²)	21,700～ 44,300	プロパン ガス	
斎 条	斎条 404-1	1	40	H4	4 階建	3DK (65.49 m ²)	22,900～ 47,200	プロパン ガス	単身可
		2	32	H4					単身可
	斎条 501-1	3	32	H6					単身可
新屋敷	南河原 1980		9	H5	3 階建	3LDK (69.00 m ²)	24,000～ 47,800	プロパン ガス	単身可

※各住宅とも中層(3～5 階建)耐火住宅ですが、エレベーターはありません。

こちらに記載の住宅は行田市市営住宅一覧です。

6 月定期・随時募集住戸は本誌 1 ページをご覧ください。

一部の市営住宅の部屋についてご紹介

■スマートフォンをお持ちの方は、下記のQRコードから360度画像を見ることができます。

※一部の住宅について、内覧することができます。

※画像は、入居することとなる部屋とは限りません。

※募集期間中に限らず、市営住宅の部屋を見ることができます。

※紹介している部屋の画像は、入居前の修繕・クリーニング前のものです。

■小橋住宅1号棟（2UDK）	■小橋住宅3号棟（3DK）	■佐間住宅1号棟（3DK）
		
■荒木住宅1号棟（3DK）	■勝呂住宅（3DK）	■斎条1・2・3住宅（3DK）
		

